大竹　正雄　吉松　弘行
瑞宝小綬章を授ける（各通）
北川　博司　今野　禎二
瑞宝双光章を授ける（各通）
高橋　悦朗
瑞宝単光章を授ける（以上二月十八日）
南　謙二
瑞宝双光章を授ける（二月二十一日）

○返上の請願

双光章　杉　邦男

勲章返上の請願の件許可された（三月十三日）

皇室事項

認証官任命式

三月十八日午後六時五十分、宮中において、高等裁判所長官福田剛久、特命全権大使沼田行雄、同草賀純男、同吉田雅治及び同紀谷昌彦の認証官任命式が行われた。

御祝電

天皇陛下は、三月二十日チュニジア国の独立記念日につき、同月十九日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

指定保安検査機関の指定に関する公示

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項第一号の規定に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第十九条第二項第三号の規定に基づき委任された同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

平成二十七年三月二十三日

中部近畿産業保安監督部長　桑山　広司

一　名称　株式会社ユニ・エンジニアリング

二　住所　大阪府吹田市南金田二丁目二十八番二十六号

三　指定地域　福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

四　指定の区分　液化石油ガス保安規則第七十八条第四項において準用する同令第七十七条第二項から第四項までに規定する特定施設の保安検査

一般高圧ガス保安規則第八十条第四項において準用する同令第七十九条第二項から第四項までに規定する特定施設（特殊高圧ガスに係る特定施設を除く）の保安検査

五　指定年月日　平成二十七年三月十一日

国家試験

平成27年浄化槽設備士試験の施行について

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第43条第２項の規定により、平成27年浄化槽設備士試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、同条第４項の規定に基づき、公益財団法人日本環境整備教育センターに行わせる。

平成27年３月23日

国土交通大臣　太田　昭宏

1　実施期日　平成27年７月12日（日）

2　実施場所　宮城県、東京都、愛知県、大阪府及び福岡県

3　受験手数料　22,500円

4　受験手続

⑴　受験申請受付期間　平成27年４月６日（月）から平成27年５月29日（金）まで

⑵　受験申請の受付機関　公益財団法人日本環境整備教育センター　〒130―0024　東京都墨田区菊川二丁目23番３号　電話番号（03）3635局4881番

http://www.jeces.or.jp

⑶　受験申請方法　受験申請書は、４⑵の機関に書留郵便をもって送付すること。

ただし、この場合、申請受付終了日までの消印があるものに限り受け付ける。

5　受験票の送付　受験票は、４⑵の機関から直接受験者に送付する。

6　合格の発表　平成27年９月中旬に、本人に合格した旨を通知するとともに、４⑵の機関のホームページに掲載及び掲示場に掲示する。

7　その他　受験案内及び受験申請書等の入手方法、受験手続等に関する問い合せは、４⑵の機関にて行う。

公告

諸事項

工場財団

小松島市豊浦町１番地**日本製紙メガソーラー小松島合同会社**の工場財団に小松島市豊浦町１番地小松島太陽光発電所の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成27年３月23日　徳島地方法務局

商号登記抹消公告

営業所　福井県**鯖**江市西**鯖**江町12号13番地
商　号　福井地所株式会社

上記に係る商号の登記は、商法第11条及び商業登記法第28条の規定に反して、商人（会社及び外国会社を除く。）以外の者がした登記であり商業登記法第134条第１項第２号に該当することを発見したので、本公告掲載の日から14日以内に異議の申立てがないときは、その登記を抹消する。

商業登記法第135条第２項の規定により公告する。

平成27年３月23日　福井地方法務局

商号登記抹消公告

営業所　福井県越前市蛭子町８番地
商　号　越前水産物

上記に係る商号の登記は、商法第11条及び商業登記法第28条の規定に反して、商人（会社及び外国会社を除く。）以外の者がした登記であり商業登記法第134条第１項第２号に該当することを発見したので、本公告掲載の日から14日以内に異議の申立てがないときは、その登記を抹消する。

商業登記法第135条第２項の規定により公告する。

平成27年３月23日　福井地方法務局

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第２号の規定に基づき、平成27年３月12日から３か月の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成27年３月23日

山口地方法務局長　千葉　和信

記

氏名　木村　秀洋
所属する土地家屋調査士会　山口県土地家屋調査士会
登録番号　第883号
事務所の所在地　山口県下関市大字内日上952番地１
違反行為　職責、品位保持違反等

金融商品取引業者の登録取消し処分の公告

金融商品取引法第52条第１項の規定に基づき、次のとおり同法第29条の金融商品取引業者の登録を取り消したので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

1．商号　日本産業復興基金株式会社
2．本店所在地　東京都千代田区神田司町二丁目16番
3．登録番号　関東財務局長（金商）第2281号
4．登録年月日　平成21年11月16日
5．登録の取消年月日　平成27年３月13日

平成27年３月23日

関東財務局長　細田　隆

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年３月23日

九州地方整備局長　金尾　健司

1　処分をした年月日　平成27年３月10日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　松山建設株式会社　代表取締役　松山　孝義　福岡県福岡市中央区高砂２―24―23　国土交通大臣許可（般特―25）第25081号

3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県における建築工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

（注１）　「建築工事業に関する営業」とは、注文者から建築一式工事を請け負う営業をいう。